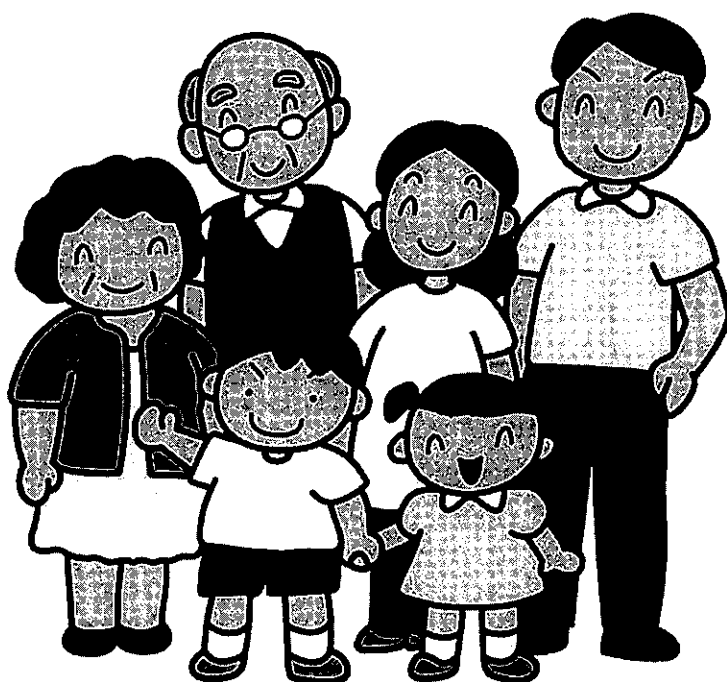


このハンドブックは、自治会長交代時に
必ず後任者へ引き継いでください。

自治会長ハンドブック

(令和 7 年度修正版)



鈴鹿市自治会連合会

目 次

はじめに	1
------	---

市から自治会への事務委託など

(1) 市事務の一部を自治会へ委託	2
(2) 自治会事務委託料	2
(3) 自治会長報償金	3
(4) 廃棄物減量等推進員報償金・委託料	3～4
(5) 公園の除草等の業務委託料	4

自治会への補助制度など

(1) 自治会集会所建築等補助	5
(2) LED型防犯灯設置補助	6
(3) きれいなまちの草刈りサポート制度	6
(4) 防犯カメラ設置費補助	7
(5) 自主防災組織活性化事業補助金	8
(6) ボランティア清掃活動に伴うごみの回収	8

鈴鹿市まちづくり活動補償制度について	9
--------------------	---

鈴鹿市自治会連合会の概要

(1) 組織	10
(2) 目的	10
(3) 活動	10～11

地区自治会連合会の概要

(1) 地区自治会連合会活動の目的	11
(2) 地区自治会連合会の活動及び市との連携	11

各種の手続き

自治会長が交代したとき	12
-------------	----

参考

自治会の活動に関係する担当課・窓口	13～17
鈴鹿市事務自治会委託要綱	18～19
自治会に対する市事務委託料交付要綱	20
鈴鹿市自治会長報償金交付要綱	21～22
鈴鹿市自治会連合会規約	23～27
鈴鹿市自治会連合会内規	28～31
鈴鹿市自治会連合会ブロック割図	32
自治会運営 Q&A	33～34

はじめに

近年、都市化の進展や生活様式の変化、価値観の多様化など様々な要因により、連帯意識の希薄化や住民モラルの低下による生活上の様々な問題が発生するなか、あらためて「地域の人々の心がかよいあうまちづくり」の重要性が叫ばれています。

心豊かな地域社会を形成していくためには、住民が互いに親睦や交流を深め、連帯感を強めていくことが何よりも大切です。

地域でふれあいの輪を広げ、互いに助け合い、人間性豊かな住みよい地域社会を築くために、自治会は大きな役割を果たしています。

私たちが暮らしている地域の様々な問題は、自分たちの問題としてとらえ、自分たちで考え、自分たちで解決していくという共通の認識が大切です。

地域条件等により様々ですが、自治会活動は、美化・清掃等の区域内の環境整備や広報の配布はもとより、防犯や防災に対する意識の高まりから、防犯パトロールや災害に備えた自主防災組織の結成など、幅広く行われています。

本書は、日頃から地域のリーダーとして御活躍いただいております自治会長さんの活動の一助にさせていただきたく、作成しましたので、御活用いただきますようお願い申し上げます。

令和7年5月

鈴鹿市自治会連合会

市から自治会への事務委託など

(1) 市事務の一部を自治会へ委託

鈴鹿市事務自治会委託要綱に基づき、以下の事務を自治会へ委託しています。【鈴鹿市事務自治会委託要綱（P18～P19）】

〔自治会への委託事項〕

委 託 事 項	内 容		所 管 課
広報紙その他連絡事務等	広報すずかの配布	(月1回)	情報政策課
	市及び公共団体からの周知文書等の配布及び回覧	(随時)	関係課
募金協力	各種募金への協力	(随時)	健康福祉政策課
各種委員等の推薦	各種委員等の推薦	(随時)	関係課
要望の取りまとめ等	自治会での要望の取りまとめ、立会い調査、調整、確認、協議、その他苦情処理等	(随時)	関係課

※自治会員の方が、市事務委託事項に係る自治会活動中に不慮の事故等により、死亡または後遺障害、もしくは入院・通院を伴う傷害を被った場合、市が加入する「市民総合保険」より見舞金が支払われることがあります。(個々の状況により支払われない場合があります。)

事故等が発生した場合は、地域協働課（TEL 382-8695）へご連絡ください。

(2) 自治会事務委託料

「鈴鹿市事務自治会委託要綱」に基づき、市から自治会へ事務委託に係る委託料が支払われます。

委託料は、自治会に加入している世帯数に応じ、四半期毎（3か月毎）に支払われます。ひと月あたりの委託料は、1世帯あたり105円です。

【自治会加入世帯が100世帯である場合の1年間の委託料】

100世帯×105円×12か月＝126,000円

※事務委託料は、自治会の総会等において自治会員の方へご報告いただきますようお願いいたします。

【担当：地域協働課 TEL 382-8695】

(3) 自治会長報償金

市から、自治会長個人への報償として、年2回(6月・12月)、下表の自治会加入世帯に応じて自治会長報償金が交付されます。

【鈴鹿市自治会長報償金交付要綱(P21~P22)】

自治会長報償金早見表

上段—世帯数(件数)・下段—基準額(円)

1 ~ 50	51 ~ 100	101 ~ 150	151 ~ 200
23,500	24,000	24,500	25,000
201 ~ 250	251 ~ 300	301 ~ 350	351 ~ 400
25,500	26,000	26,500	27,000
401 ~ 450	451 ~ 500	501 ~ 550	551 ~ 600
27,500	28,000	28,500	29,000
601 ~ 650	651 ~ 700	701 ~ 750	751 ~ 800
29,500	30,000	30,500	31,000
801 ~ 850	851 ~ 900	901 ~ 950	951 ~ 1000
31,500	32,000	32,500	33,000
1001 ~ 1050	1051 ~ 1100	1101 ~ 1150	1151 ~ 1200
33,500	34,000	34,500	35,000
1201 ~ 1250	1251 ~ 1300	1301 ~ 1350	1351 ~ 1400
35,500	36,000	36,500	37,000

※ 報償金の支払い額は、所得税が源泉徴収されます。

※ 自治会長報償金は、自治会長個人への報償金として支払われますので、原則として、自治会長個人の口座への振り込みとさせていただきます。

【担当：地域協働課 Tel 382-8695】

(4) 廃棄物減量等推進員報償金・委託料

市が実施する資源ごみの分別収集の徹底を図るとともに、一般廃棄物の減量を進めるため、自治会に「廃棄物減量等推進員」を置いています。

推進員の定数は1自治会につき1名ですが、世帯数が151世帯以上の自治会は、150世帯ごとに1名ずつ追加することができます。

推進員は、自治会の推薦を受け、市長が委嘱することとなります。推進員の任期は2年で再任を妨げません。

推進員を推薦することができない自治会は、推進員の職務を自治会が受託することができます。

推進員には、報償金が支払われます。自治会と委託契約を結ばれた場合は、自治会に委託料が支払われます。

また、推進員の業務を行うために必要となる消耗品等の経費として、自治会に活動推進費が支払われます。

【担当：廃棄物対策課 Tel 382-7609】

(5) 公園の除草等の業務委託料

市が管理する公園の除草・低木の剪定などの作業を自治会へ委託します。受託された自治会へは、公園の面積に応じて予算の範囲内で委託料が支払われます。

【担当：市街地整備課 Tel 382-9025】

自治会への補助制度など

自治会で実施する施設・設備の整備に対し、次の補助制度があります。予算の範囲内での補助となりますので、全額が補助されない場合があります。補助金の申請に必要な書類については、地区市民センター又は担当課へお問い合わせください。

(1) 自治会集会所建築等補助

自治会が所有し、管理する集会施設（地域住民のための会議及び集会等を開催する施設）を建築又は修繕を行う場合、その経費の一部が補助金として交付されます。

【補助の基準】

- ・集会所を新築、増築、改築、修繕、購入に要する経費の2分の1
（次のものは補助対象となりません）
- ・補助対象事業費が250,000円未満のもの
- ・用地の取得及び造成に要する経費
- ・建物本体以外に要する経費（物置、自転車小屋、フェンスなど）
- ・備品の購入に要する経費
- ・他からの補償、補助があるもの
- ・この補助金又はその他の補助金の交付を受けた集会所に係る建築等の完了日から5年以内に建築等を新たに行うものなど

※集会所を共有している場合は、共有する各自治会を1つの自治会とみなしますので、最大50万円までの補助金となります（代表する自治会に補助金を交付）。なお、修繕等の工事完了から5年間、共有するすべての自治会は、新たな申請ができません。

【補助限度額】

新築・購入：6,000,000円 新築・購入以外：500,000円

※建築等が完了したときは、完了日翌日から30日以内又はその完了した年度の3月20日のいずれか早い日までに、事業完了報告書の提出が必要です。

【担当：地域協働課 TEL 382-8695】

(2) LED型防犯灯設置補助

自治会等が、LED防犯灯の新設及び取替（蛍光灯からLEDへの取替も含む）を行う場合、灯具の貸与を行います。また、電源工事（灯具取付用ポールを設置を伴う）を行った場合、経費の一部を補助します。

(概要)

区分		内容	補助の考え方
LED防犯灯	新設 灯具取替	LED防犯灯新設、取替に要する灯具の貸与（無償貸与）	リース期間内は無償貸与、リース期間終了後は譲渡
	電源工事	LED防犯灯の新設に必要な専用ポール設置に要する費用（補助）	1箇所当たり当該工事費の2分の1 （限度額25,000円）

- ・LED防犯灯灯具の無償貸与であり、設置費用及び電気代への補助はありません。
- ・灯具貸与の申請と完了届、並びに電源工事の補助申請と完了届には設置前・設置後の状況写真と位置図が必要となります。

【担当：交通防犯課 TEL 382-9022】

(3) きれいなまちの草刈りサポート制度

自治会などの地域の団体と市との間で委託契約を結び、地域内の道路や河川の草刈りを行っていただく制度で、必要に応じ、市から草刈り機の貸し出しや、刈り取った草の処分を行います。

【道路の草刈り担当：道路保全課 TEL 382-8421】

【河川の草刈り担当：河川雨水対策課 TEL 382-7614】

(4) 防犯カメラ設置費補助

犯罪の起こりにくいまちづくりに向けた地域の防犯活動を補完し、支援することを目的に、防犯カメラを設置する自治会等の団体に対し、取付けに要した費用の一部を補助します。

【補助対象となる団体】

- ・自治会
- ・地域づくり協議会
- ・商店街振興組合 など

※鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例を遵守し、防犯カメラの適正な設置と運用ができる団体に限ります。

主な要件

- ・防犯活動の実績があり、今後も継続的な活動が見込まれること。
- ・防犯カメラを設置する目的が、地域の防犯対策であること。
- ・防犯カメラの設置について、地域住民の理解が得られていること。 など

【補助対象となる経費】

- ・防犯カメラの機器購入費
- ・防犯カメラの設置工事費
- ・防犯カメラの表示看板の設置経費（防犯カメラ1台につき3枚まで）

【補助内容】

- ・補助率 補助対象となる経費の2分の1（千円未満切り捨て）
- ・上限額 防犯カメラ1台につき10万円（※1団体につき2台まで）

【補助対象となる防犯カメラ】

- ・道路や公園等の公共の場所を撮影するもの
- ※ごみ集積所や駐車場等、施設を撮影する防犯カメラは補助対象とはなりません。
- ・録画装置を備えているもの

【補助金交付までの流れ】

事前相談→交付申請→交付決定通知→設置工事→実績報告→補助金確定通知→請求→交付
※事前相談は必ず行ってください。

※防犯カメラは地域で取り組む防犯活動を補う防犯対策の1つです。防犯カメラを設置したから安心なのではなく、地域で行う地道な防犯活動との組み合わせが重要です。

(5) 自主防災組織活性化事業補助金

自主防災組織が実施する災害予防活動に対し、その活動に係る経費の一部が補助金として交付されます。

【補助基準】

市から結成の承認を受けた日以降の最初の3月31日を経過した
自主防災組織

【補助対象】

- ・防災資機材等の購入
- ・防災資機材等の修繕費用
- ・防災啓発活動等に要する経費 等

【補助限度額】

上記の事業に要する経費の2分の1以内

(1,000円未満切り捨て、限度額150,000円)

【担当：防災危機管理課 TEL 382-9968】

(6) ボランティア清掃活動に伴うごみの回収

自治会、老人会、PTA、企業などの団体が行う、市道を主とした市管理地のボランティア清掃活動を対象に、専用ごみ袋の支給と清掃後のごみの回収の支援を行っています。

ごみの回収を希望する場合は、必ず回収希望日の1週間前までに、地区市民センター又は、市廃棄物対策課へ回収依頼書と回収場所の地図を提出していただく必要があります。

回収日は、原則月曜日ですが、回収依頼が多数あった場合は、火曜日以降になります。

【注意事項】

- ・専用ごみ袋は、昨年実績などを勘案して必要分をお申し出ください。
- ・回収業者が収集ルートを作成していますので、直前でのお申込みはご遠慮ください。
- ・公園清掃や自治会所有地の清掃は、回収の対象外となっていますので、それぞれ管理者へ回収をお申し出ください。

【担当：廃棄物対策課 TEL 382-7609】

鈴鹿市まちづくり活動補償制度について

鈴鹿市では、自治会や地域づくり協議会、NPO団体等の「まちづくり活動団体」のみなさまが安心して公益活動を行っていただけるよう、「鈴鹿市まちづくり活動補償制度」を設けています。

本制度は、市が保険会社と契約し、まちづくり活動中に発生した傷害事故への見舞金や賠償責任事故の損害に対し補償金を支払うものです。団体による事前の保険加入手続きや保険料の負担は不要です。

なお、制度の対象者は「まちづくり活動をしている人」で、イベント等への来場者や、サービスを受ける人は含みませんので、ご注意ください。

(1) 対象となる活動 (①、②どちらも満たす必要がある)

① 以下の4つの要件を全て満たす活動

- ・ 市内に活動拠点を置く自主的に組織された団体が行う活動
- ・ 無報酬の活動（交通費等の実費弁償程度は無報酬とみなす）
- ・ 公益性のある活動
- ・ 計画的または継続的に行われる活動

※ 活動の準備や後片付け、活動場所への往復経路も制度適用範囲に含む

※ 以下の活動は制度適用範囲に含まない。

- ・ 政治・宗教・営利、懇親を目的とした活動
- ・ 全国市長会が実施している「市民総合賠償補償制度」の適用を受けるもの
- ・ 国・県・市などから委託を受けた活動

② 活動前に以下の資料が準備できている活動

- ・ 団体の規則や会則（自治会主催の活動の場合は不要）
- ・ 活動の計画性、活動内容を確認できる書類（チラシや地域内への回覧文書など、開催場所、日時及び、活動内容が確認できるもの）
- ・ 参加者名簿（スタッフや活動者等の全ての参加者が記載されたもの）

※【氏名のみ】の名簿では参加者名簿として取扱いができず、【氏名＋住所】や【氏名＋電話番号】など、個人を特定できることが必須。

(2) 対象活動の一例 (事例により制度適用の対象外となる場合がある)

- ・ 自治会活動、防災、防犯活動
- ・ 登下校の見守りなどの青少年育成活動
- ・ 高齢者福祉や子育て支援などの社会福祉活動
- ・ 社会教育活動、生涯学習活動 など

制度の詳細や書類の様式は市ウェブサイトに掲載しています。

市ウェブサイトからページ番号検索（ページ番号：1002621）するか、右記の二次元コードを読み取るとご覧いただけます。

万が一事故が発生した場合の手続きなど、詳しい内容は

地域協働課までお問い合わせください。 【担当：地域協働課 TEL382-8695】





鈴鹿市自治会連合会の概要

(1) 組 織

自治会連合会の事業運営及び連絡等を円滑に行うために市内を6つのブロックに分け、地区自治会連合会との連絡、調整を図っています。(P31 鈴鹿市自治会連合会ブロック割図参照)

役員体制は、会長1名、副会長6名以内(ブロック長をもって充てる。ただし、ブロック長が会長となった場合、副会長は兼ねない。

また、副会長のうち1名が会計を兼務)及び、監事3名、ブロック長6名、常任理事23名(各地区1名)、理事(各地区自治会加入数に基づいた人数)で構成されています。

(2) 目 的

自治会相互の親睦と協調及び連絡調整を図るとともに、市民福祉の向上と市政の運営に協力することを目的としています。

(3) 活 動

年1回定期総会を開き、毎年の活動報告、決算報告、事業計画、予算について役員から報告及び提案を行います。

[主な活動]

(ア) 調査研修事業

ブロック毎の研修テーマに基づき、県内外の施設見学や研修を行い、自治会活動の向上を図る。(環境・エネルギー・防災・廃棄物のリサイクル・伝統産業・文化振興など)

(イ) 行政懇談会

地域における課題や問題に対する意見や考えを自治会と行政が共有することにより、解決策の方向性を協議することを目的に、市長及び担当職員が参加し懇談会を開催。

(ウ) コミュニティ推進事業

自治会活動の向上と単位自治会同士の連携を図ることを目的

に事業を実施。(防災・まちづくり・防犯・環境などに関する講演会の開催など)

(エ) 活性化推進事業

自治会活動を活性化させることにより、地域住民の福祉向上に繋がる事業を実施。

(オ) その他

三重県・中部・全国の自治会連合会に積極的に参加し、他市の連合会との交流や意見交換を行うことにより、情報共有や、連絡、協調を図っています。



地区自治会連合会の概要

(1) 地区自治会連合会活動の目的

市内には、23の地区自治会連合会があり、地区内の相互連携や情報交換など、地区内全般に関する活動をしています。また、自治会と鈴鹿市自治会連合会をつなぐ役割を担っています。

(2) 地区自治会連合会の活動及び市との連携

主な活動としては、地域の対話促進及びコミュニティの推進活動、単位自治会からの要望事項などの集約活動、地域がともに支えあう地域福祉活動、自主防災・防犯組織活動などです。

また、鈴鹿市自治会連合会が主催する行政懇談会、調査研修事業など、市内6つのブロック単位で開催しています。



各種の手続き

自治会長が交代したとき

任期満了等により自治会長を交代した場合は、後任の自治会長が以後の自治会運営を滞りなく進められるよう、書類や懸案事項等の引き継ぎを行うことが必要です。

以下の書類を地区市民センターへ提出してください。

- ・自治会代表者変更届
- ・事務委託料及び報償金振込口座申請書
- 〔自治会を法人化している場合は次の書類も提出してください。〕
- ・告示事項変更届出書
- ・代表者を変更したことを証明する総会の議事録の写し
- ・代表者の承諾書の写し（新代表者）

なお、後任の自治会長へ以下の引継をしてください。

- ・自治会長ハンドブック

 参考

自治会の活動に関係する担当課・窓口

用 件	市の担当部局	連絡電話番号
生活		
自治会のことで相談をしたいとき	地域協働課	382-8695
	各地区市民センター	
市民相談に関すること	市民対話課	382-9004
国民年金に関すること	保険年金課	382-9401
国民健康保険に関すること	保険年金課	382-7605
後期高齢者医療保険に関すること	福祉医療課	382-7627
転入・転出するとき	戸籍住民課	382-9132
世帯主の変更や世帯分離したとき	戸籍住民課	382-9132
印鑑登録（変更）をするとき	戸籍住民課	382-9013
住民票や戸籍謄本、各種証明が必要なとき	戸籍住民課	382-9013
広報すずかに関すること	情報政策課	382-9036
住宅		
市営住宅に関すること	住宅政策課	382-7616
空き家に関すること	住宅政策課	382-7616
古い木造住宅（昭和56年5月31日以前に建てられた物件）の無料耐震診断を受けたいとき	建築指導課	382-9048
産業経済		
農地について相談したいとき	農業委員会事務局	382-9018
観光について聞きたいとき	商業観光政策課	382-9020
交通安全		
交通安全の講習会を開きたいとき	交通防犯課	382-9022
交通施設（カーブミラー、ガードレール、防護柵等）の設置・維持管理について	交通防犯課	382-9022
自転車・原付の市道への放置の場合	道路保全課	382-8421
オートバイ、車の市道への放置の場合	土木総務課	382-9021

用 件	市の担当部局	連絡電話番号
生活環境		
ごみの出し方、収集に関すること	廃棄物対策課	382-7609
自治会（ボランティア）で清掃したいとき	廃棄物対策課	382-7609
ごみ集積所に関すること	廃棄物対策課	382-7609
動物の死体処理に関すること	廃棄物対策課	382-7609
不法投棄の相談	廃棄物対策課	382-7609
粗大ごみの戸別収集に関すること	粗大ごみ受付センター	382-7646
工場等の公害、騒音・悪臭等に関すること	環境政策課	382-7954
空地の雑草撤去に関すること（4-10月）	環境政策課	382-7954
空地の雑草撤去に関すること（11-3月）	中央消防署	382-9165
民地からの市道への樹木の張り出しに関する こと	土木総務課	382-9021
建設・建築		
市道の舗装、側溝の修繕などに関すること	道路保全課	382-8421
県道の整備に関すること	鈴鹿建設事務所	382-8687
市道の整備に関すること	道路整備課	382-7613
道路、水路の官民境界立会いに関すること	土木総務課	382-9084
市道の占用や加工に関すること	土木総務課	382-9021
水路の修繕に関すること	河川雨水対策課	382-7614
公園緑地の整備や管理に関すること	市街地整備課	382-9027
市道の街路樹の管理に関すること	道路保全課	382-8421
県道の街路樹の管理に関すること	鈴鹿建設事務所（保全室）	382-8691
建築確認を受けたいとき	建築指導課	382-9048
開発行為に関すること	都市計画課	382-9074
税金		
税金の納付・口座振替に関すること	納税課	382-7831
固定資産税・都市計画税に関すること	資産税課	382-9007
個人法人市民税、軽自動車税に関すること	市民税課	382-9006
上下水道		
検針・水道料金等の支払いに関すること	鈴鹿市上下水道局 お客様センター	368-1671
水道の開始・中止・名義変更に関すること		
水道料金・下水道使用料に関すること		
メーター交換に関すること	鈴鹿市上下水道局	368-1672
水道を新たに引くとき	お客様センター給排水担当	

用 件	市の担当部局	連絡電話番号
下水道宅内排水設備に関すること	上下水道局営業課	3 6 8 - 1 6 7 2
漏水や水のにごりに関すること	上下水道局水道工務課	3 6 8 - 1 6 7 8
下水道の整備に関すること	上下水道局下水道工務課	3 6 8 - 1 6 6 2
下水道本管が詰まったとき	上下水道局下水道工務課	3 6 8 - 1 6 6 2
下水道受益者負担金に関すること	上下水道局営業課	3 6 8 - 1 6 7 3
福祉		
民生委員・児童委員、主任児童委員に関すること	健康福祉政策課	3 8 2 - 9 0 1 2
献血に関すること	地域医療推進課	3 8 2 - 9 2 9 1
生活保護を受けたいとき	保護課	3 8 2 - 7 6 4 0
身体障がい、知的障がい、精神障がいに 関すること	障がい福祉課	3 8 2 - 7 6 2 6
保育所の利用に関すること	こども育成課	3 8 2 - 7 6 0 6
児童手当に関すること	こども政策課	3 8 2 - 7 6 6 1
放課後児童クラブに関すること	こども政策課	3 8 2 - 7 6 6 1
高齢者福祉に関すること	長寿社会課 各地域包括支援センター	3 8 2 - 7 9 3 5
こども等の医療費助成に関すること	福祉医療課	3 8 2 - 2 7 8 8
介護保険に関すること	鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課	3 6 9 - 3 2 0 4
介護認定に関すること	鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課	3 6 9 - 3 2 0 3
保健		
妊娠中の健康と産後の育児に関すること	こども保健課	3 8 2 - 2 2 5 2
乳幼児の健康に関すること	こども保健課	3 8 2 - 2 2 5 2
妊婦・乳幼児健診に関すること	こども保健課	3 8 2 - 2 2 5 2
予防接種に関すること	地域医療推進課	3 8 2 - 9 2 9 1
健康についての相談、指導を受けたい	地域医療推進課	3 8 2 - 9 2 9 1
がん検診・各種検診・健康手帳について	地域医療推進課	3 8 2 - 9 2 9 1
妊娠届出と母子健康手帳について	こども保健課	3 8 2 - 2 2 5 2
在宅医療に関すること	地域医療推進課 (鈴鹿市在宅医療・ 介護連携支援センタ ーすずらん)	3 2 7 - 6 2 6 8
犬の登録と狂犬病予防接種について	環境政策課	3 8 2 - 9 0 1 4
墓地に関すること	環境政策課	3 8 2 - 9 0 1 4

用 件	市の担当部局	連絡電話番号
防犯		
LED防犯灯の灯具貸与や補助金について	交通防犯課	382-9022
防犯カメラ設置費補助について	交通防犯課	382-9022
防災		
自主防災組織をつくるとき	防災危機管理課	382-9968
防災訓練を実施したいとき	防災危機管理課	382-9968
防災に関する問い合わせ	防災危機管理課	382-9968
教育・文化		
通学区域に関すること	学校教育課	382-7618
市立幼稚園の利用に関すること	こども育成課	382-7606
小中学校の転(出)入学に関すること	学校教育課	382-7618
こども会に関すること	鈴鹿市子供会連合会	382-4886
青少年の健全育成に関すること	こども家庭支援課	382-9140
生涯学習に関すること	文化振興課	382-7619
公民館に関すること	地域協働課	382-8695
文化財・歴史資料に関すること	文化財課	382-9031
発掘調査に関すること	文化財課	382-9031
スポーツ・レクリエーションについて	スポーツ課	382-9029
その他		
選挙に関すること	選挙管理委員会事務局	382-9001
各種統計に関すること	総合政策課	382-7676
国勢調査に関すること	総合政策課	382-7676
市議会を傍聴したいとき	議事課	382-7600
市の職員採用に関すること	人事課	382-9037
不登校に関する悩みや相談	こども家庭支援課	382-9140
こどもに関する悩みや相談	こども保健課	382-2252
〃	子育て支援センター	372-3303
〃	こども家庭支援課	382-9140
虐待に関する相談(高齢者)	長寿社会課	382-7935
〃 (児童)	こども家庭支援課	382-9140

用 件	市の担当部局	連絡電話番号
訪問販売等消費生活に関する相談	鈴鹿亀山消費生活センター	3 7 5 - 7 6 1 1
人権相談	人権政策課	3 8 2 - 9 0 1 1
男女共同参画に関する事	男女共同参画課	3 8 1 - 3 1 1 3
配偶者等の暴力に関する相談	こども家庭支援課	3 8 2 - 9 1 4 0
自治会集会所に対する補助金について	地域協働課	3 8 2 - 8 6 9 5
市民活動について	地域協働課	3 8 2 - 8 6 9 5
担当がわからない場合	市役所代表電話	3 8 2 - 1 1 0 0
担当地区市民センター	() 地区	
MEMO		

鈴鹿市事務自治会委託要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鈴鹿市(以下「市」という。)が自治会に対し、簡易な市の事務の一部を委託することにより、直接住民の利便を図るとともに、市政への協力を得ることを目的とする。

(委託料)

第2条 市は、自治会に対し予算の範囲内で事務の委託に係る委託料を交付するものとする。

(委託事項)

第3条 市が自治会に対し委託する事務(以下「委託事項」という。)は、別表のとおりとする。

(周知文書等の依頼)

第4条 周知文書等の配布又は回覧を自治会に依頼しようとするときは、地域振興部地域協働課長に合議するものとする。

(委託事項の変更)

第5条 市長は、委託事項を変更しようとするときは、鈴鹿市自治会連合会と協議するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和35年12月4日から実施する。

附 則(昭和53年4月20日訓第6号)

この要綱は、昭和53年4月21日から施行する。

附 則(昭和59年8月17日訓第15号)

この訓は、昭和59年8月18日から施行する。

附 則(平成3年4月10日訓第6号)

この訓は、平成3年4月15日から施行する。

附 則(平成4年12月26日訓第48号)

この訓は、平成5年1月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日訓第1号)

この訓は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月29日訓第4号)

この訓は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日訓第9号)

この訓は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年2月23日訓第6号)

この訓は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月30日訓第4号)

この訓は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日訓第7号)

この訓は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年5月11日訓第5号)

この訓は、平成21年5月11日から施行する。

附 則(平成26年1月22日訓第1号)

この訓は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日訓第2号)

この訓は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成8年2月17日訓第1号)

この訓は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

自治会委託事項

委託事項	内容		所管課
広報紙その他連絡事務等	広報すずかの配布	(月1回)	情報政策課
	市及び公共団体からの周知文書等の配布及び回覧	(随時)	関係課
募金協力	各種募金への協力	(随時)	健康福祉政策課
各種委員等の推薦	各種委員等の推薦	(随時)	関係課
要望の取りまとめ等	自治会での要望の取りまとめ、立会い調査、調整、確認、協議その他苦情処理等	(随時)	関係課

自治会に対する市事務委託料交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鈴鹿市事務自治会委託要綱（昭和35年鈴鹿市要綱第7号）に規定する委託料の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 委託料の名称は、自治会事務委託料（以下「委託料」という。）とする。

(委託料)

第3条 委託料は、毎年4半期に分け、6月、9月、12月、3月に交付する。

(委託料の交付手続)

第4条 各自治会は、委託料の交付を受けるため、5月、8月、11月、2月の各末日の自治会加入世帯数をもって委託料を算定し、すみやかに請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による調書を受理したときは、その内容を審査し、必要があるときは職員をして調査を行わせ、適当と認めたときは委託料の額を算定して交付する。

(委託料の返還等)

第5条 市長は、委託料の交付に関し不適當と認める事項があるときは、委託料の交付を停止し、又は交付した委託料の返還を求めることができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

鈴鹿市自治会長報償金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の行政事務への協力及び地域における各種活動を円滑に進めるため、先導的かつ総括的な立場で様々な役務を行っている自治会長に対して報償金を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自治会長 自治会において選出された代表の者をいう。

(2) 代行者 自治会長に事故があるとき又は自治会長が欠けたときに当該自治会において、当該自治会長の職務を代行する者としてあらかじめ指定されている者をいう。

(報償金の交付等)

第3条 市長は、5月末日及び11月末日において自治会長に就任している者に対し、報償金を交付するものとする。

2 前項の報償金の額は、別表の左欄に掲げる世帯数の区分ごとに同表の右欄に定める額とする。

3 自治会長は、第1項の報償金の交付を受けようとするときは、速やかに市長に自治会長報償金請求書(別記様式)を提出しなければならない。この場合において、自治会長に事故があるとき又は自治会長が欠けたときは、その代行者を自治会長とみなす。

4 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、必要があるときは職員に調査を行わせ、適当と認めたときは速やかに報償金を交付する。

(報償金の返還)

第4条 市長は、報償金の交付に関し不相当と認める事項があるときは、報償金の交付を停止し、又は既に交付した報償金の返還を求めるものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、報償金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

世帯数	報償金の額（円）
1～50	23,500
51～100	24,000
101～150	24,500
151～200	25,000
201～250	25,500
251～300	26,000
301～350	26,500
351～400	27,000
401～450	27,500
451～500	28,000
501～550	28,500
551～600	29,000
601～650	29,500
651～700	30,000
701～750	30,500
751～800	31,000
801～850	31,500
851～900	32,000
901～950	32,500
951～1,000	33,000
1,001～1,050	33,500
1,051～1,100	34,000
1,101～1,150	34,500
1,151～1,200	35,000
1,201～1,250	35,500
1,251～1,300	36,000
1,301～1,350	36,500
1,351～1,400	37,000
1,401～1,450	37,500
1,451～1,500	38,000

備考

この表において「世帯数」とは、5月末日又は11月末日における自治会加入世帯数をいう。

鈴 鹿 市 自 治 会 連 合 会 規 約

(名称)

第1条 本会は、鈴鹿市自治会連合会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、鈴鹿市役所内に置く。

(組織)

第3条 本会は、鈴鹿市自治会長をもって組織する。

(目的)

第4条 本会は、自治会相互の親睦と協調及び連絡調整を図るとともに、市民福祉の向上と市政の運営に協力することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 自治会相互の連携と関係諸団体並びに各機関との連絡協調を図ること。
- (2) 地域住民の要望を行政に反映させること。
- (3) 市政の運営に協力すること。
- (4) その他目的達成のため必要と認めること。

(政治活動)

第6条 本会名をもって、公職選挙法において実施される選挙については関与しないこととする。

(ブロック制)

第7条 本会の運営及び連絡の円滑を図るためブロック（別表）を設ける。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 6名以内
- (3) 会 計 1名（兼副会長）
- (4) ブロック長 6名
- (5) 常任理事 各地区1名
 （白子地区にあっては4名）
- (6) 理 事 自治会加入世帯数に基づいた数

(7) 監 事 3名

(役員の選出)

第9条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、年度当初の常任理事会において常任理事の中から選出し、理事会において承認を得る。
- (2) 副会長は、ブロック長をもって充てる。なお、ブロック長が会長となった場合、副会長は兼ねないものとする。
- (3) 会計は、会長が指名した副会長が兼務する。
- (4) ブロック長、常任理事及び理事は、別に定める区分により選出する。
- (5) 監事は、各ブロックの輪番制とし、当該ブロックの一般自治会長の中から各1名を当該ブロック長が指名する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、会計及び監事の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- (2) 会長、副会長、会計及び監事は、任期満了後においても後任者が決定するまでは、その任務を行うものとする。
- (3) 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第11条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。
- (3) 会計は、本会の経理を掌理する。
- (4) ブロック長は、ブロックの代表者としてブロック内の意見集約を図り、ブロック事業を遂行する。
- (5) 常任理事は、各地区の代表者であり、各自治会の意見を集約し、それによって連合会に意見を反映させる役割と各地区内の自治会の連絡調整をし、重要な会務について協議する。また、年度当初の常任理事会において、会長選出の役割を担う。
- (6) 理事は、役員改選を含む総会提出議案の審議及びブロック別事業について協議、検討をする。
- (7) 監事は、会計を監査する。

(書記)

第12条 本会に書記を置く。書記は、会長の指揮を受けて事務に従事する。

(会議)

第13条 会議は、総会、理事会、常任理事会、ブロック長会及び正副会長会(会計を含む。)とし、会長が招集する。

2 会議は、過半数以上の出席をもって成立する。ただし、総会は、委任状を認める。

3 総会の議長は、会員から選出し、理事会、常任理事会、ブロック長会及び正副会長会の議長は、会長が役員の中より指名する。

4 議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

5 会議については、会議録を作成することとする。

(総会)

第14条 総会は、毎年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 事業報告・決算に関すること。

(2) 事業計画・予算に関すること。

(3) 規約の改廃に関すること。

(4) 役員の承認

(5) その他重要な事項

(理事会)

第15条 理事会は、毎年1回開催する。ただし、必要に応じて理事会を開くことができる。

(常任理事会)

第16条 常任理事会は、毎年4回程度開催する。ただし、必要に応じて常任理事会を開くことができる。

(会計)

第17条 本会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

(1) 会 費

(2) 補助金

(3) 寄付金

(4) その他の収入

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(改革委員会)

第18条 正副会長会は、第5条に定める事業及び組織の課題解決、また改善していくための検討機関として、必要と認めた場合において改革委員会を設けることができる。

2 改革委員会は正副会長会から提起された課題の解決案を検討し正副会長会に提言する。

(細則)

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規約は、平成8年2月7日から施行する。ただし、第9条の規定は、平成8年度当初理事会の日から施行する。

2 鈴鹿市自治会連合会規約（昭和35年12月4日実施）は廃止する。

附 則 （平成11年5月26日）

この規約は、平成11年5月26日から施行する。

附 則 （平成16年5月25日）

この規約は、平成16年5月25日から施行する。

附 則 （平成17年5月19日）

この規約は、平成17年5月19日から施行する。

附 則 （平成19年5月23日）

この規約は、平成19年5月23日から施行する。ただし、第9条第5号の監事の指名については平成20年度の監事から適用する。

附 則 （平成26年5月23日）

この規約は、平成26年5月23日から施行する。

附 則 （平成28年5月24日）

この規約は、平成28年5月24日から施行する。

附 則 （平成29年5月23日）

この規約は、平成29年5月23日から施行する。

附 則 （令和8年6月6日）

この規約は、令和8年6月6日から施行する。

(別 表)

ブロック	地 区
第1ブロック	庄野, 加佐登, 石薬師, 井田川, 久間田, 椿, 深伊沢 鈴峰, 庄内
第2ブロック	国府, 牧田
第3ブロック	飯野, 河曲, 神戸
第4ブロック	稻生, 栄, 天名, 合川
第5ブロック	白子 (旭が丘, 江島, 白子, 寺家)
第6ブロック	一ノ宮, 箕田, 玉垣, 若松

鈴 鹿 市 自 治 会 連 合 会 内 規

1 目 的

本会の運営に関して規約に定めるもののほか、この内規に定めるところによる。

2 ブロック長

各ブロック内の理事は、年度当初の理事会が開催されるまでに、理事の中からブロック長を1名選出しておくこととする。

3 常任理事

各地区内の理事は、年度当初の常任理事会が開催されるまでに、理事の中から常任理事を1名選出しておくこととする。ただし、白子地区の常任理事については、旭が丘、江島、白子、寺家地区の理事の中から、各1名を選出することとする。

4 理 事

(1) 各地区の理事数は、毎年2月末の自治会加入世帯数を基に翌年度数を定めることとし、選出基準は自治会加入世帯数 1,000戸までは1名、さらに 1,000戸ごとに1名の割合とする。

(2) 理事の選出は、次の区分による。

ブロック	地 区 名	理事数	ブロック	地 区 名	理事数
第1ブロック	野登師川田 佐葉間椿伊 庄加石井久 深鈴庄	1	第4ブロック	稲生	4
		1		栄	3
		1		天合	1
		1		小計	1
		1	第5ブロック	旭が丘	3
		1		白子	3
		1		江島	3
		1		白子	3
		1		寺家	3
		1		小計	12
第2ブロック	小計	9	第6ブロック	一ノ宮	5
	国府	3		箕田	1
	牧田	5		玉垣	9
第3ブロック	小計	8		若松	3
	飯野	6		小計	18
	河曲	3	合 計		67
	神戸	2			
	小計	11			

(3) 理事の定年は、年齢80歳とする。定年に達したときは、定年に達した日以後にお

ける最初の3月31日に理事を退職する。ただし、会長については理事会で承認した場合はこの限りではない。

5 監 事

監事は、第1ブロック・第3ブロック・第5ブロックから選出する年度と第2ブロック・第4ブロック・第6ブロックから選出する年度を交互とする。

6 補欠役員の選出

- (1) 会長に欠員を生じたときは、副会長が理事会を招集し後任者を決定することとする。
- (2) 副会長、会計及び監事に欠員を生じたときは、鈴鹿市自治会連合会規約第9条の規定に基づき、その都度補充することとする。
- (3) 常任理事及び理事の欠員については、各地区において速やかに補充することとする。
- (4) 補欠役員の承認は、鈴鹿市自治会連合会規約第14条第2項の適用外とする。

7 弔慰金

- (1) 弔慰金は次のとおりとする。ただし、これらは品物に代えて贈ることができる。

会員が死亡したとき	20,000 円又は生花一对
-----------	----------------

- (2) 前号に該当する事実が発生したときは、地区理事又は隣接の会員は速やかに連合会事務局へ報告することとする。

8 会議録

- (1) 総会は、議案の審議経過及び結果について要点を記し、次の事項を記録することとする。なお、議長が指名した総会出席者2名の署名を得ることとする。

- ① 開催日・開催場所
- ② 開会・閉会の時刻
- ③ 会員数及び出席者名
- ④ 書記の氏名
- ⑤ 議長の氏名
- ⑥ その他特に記録を必要とする事項

- (2) 理事会、常任理事会及び正副会長会は、審議事項とその結果について要点を記し、次の事項を記録することとする。

- ① 開催日・開催場所
- ② 開会・閉会の時刻

③ 出席者名

④ その他特に記録を必要とする事項

9 会 費

本会の会費は、会員1名につき3,000円とし、毎年会長が指定する日までに納入することとする。

10 会議手当

本会用務のため会議手当を、次のとおり支給する。

会長 年額 72,000円

副会長 年額 36,000円

11 旅 費

本会用務のため市外出張したときは、旅費を支給することができる。

12 改革委員会の運営

規約第18条に規定する改革委員会について、次のとおり定める。

- ① 委員の選出は、各ブロックから1名を選出しブロック長から報告する。
- ② 委員の資格は理事以上とする。
- ③ 委員の任期は事業年度内の必要期間とする。
- ④ 委員の互選により委員長1名、副委員長1名を選出する。
- ⑤ 委員長は委員会を開催し、委員会を代表して会務を総理する。
- ⑥ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、これを代理する。
- ⑦ 委員会は、必要に応じて外部有識者等に出席を求めて意見を聞くことができる。

13 その他

この内規の改廃は、理事会の議決を要する。ただし、4(2)に掲げる表中の理事数については、正副会長会の議決により改廃できる。

附 則

1 この内規は、平成8年2月7日から施行する。

2 次に掲げる内規は、廃止する。

(1) 鈴鹿市自治会連合会内規（昭和36年1月1日実施）

(2) 鈴鹿市自治会連合会慶弔内規（昭和38年8月27日実施）

附 則 （平成8年3月26日）

この内規は、平成8年3月26日から施行する。

附 則 （平成9年3月19日）

この内規は、平成9年3月19日から施行する。

附 則 （平成11年5月26日）

この内規は、平成11年5月26日から施行する。

附 則 （平成15年5月1日）

この内規は、平成15年5月1日から施行する。

附 則 （平成17年4月26日）

この内規は、平成17年4月26日から施行する。

附 則 （平成17年12月2日）

この内規は、平成17年12月2日から施行する。

附 則 （平成19年4月25日）

この内規は、平成19年4月25日から施行する。

附 則 （平成21年5月11日）

この内規は、平成21年5月11日から施行する。

附 則 （平成22年3月18日）

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 （平成25年12月18日）

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 （平成26年5月23日）

この内規は、平成26年5月23日から施行する。

附 則 （平成29年4月1日）

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 （平成29年5月23日）

この内規は、平成29年5月23日から施行する。

附 則 （令和6年7月22日）

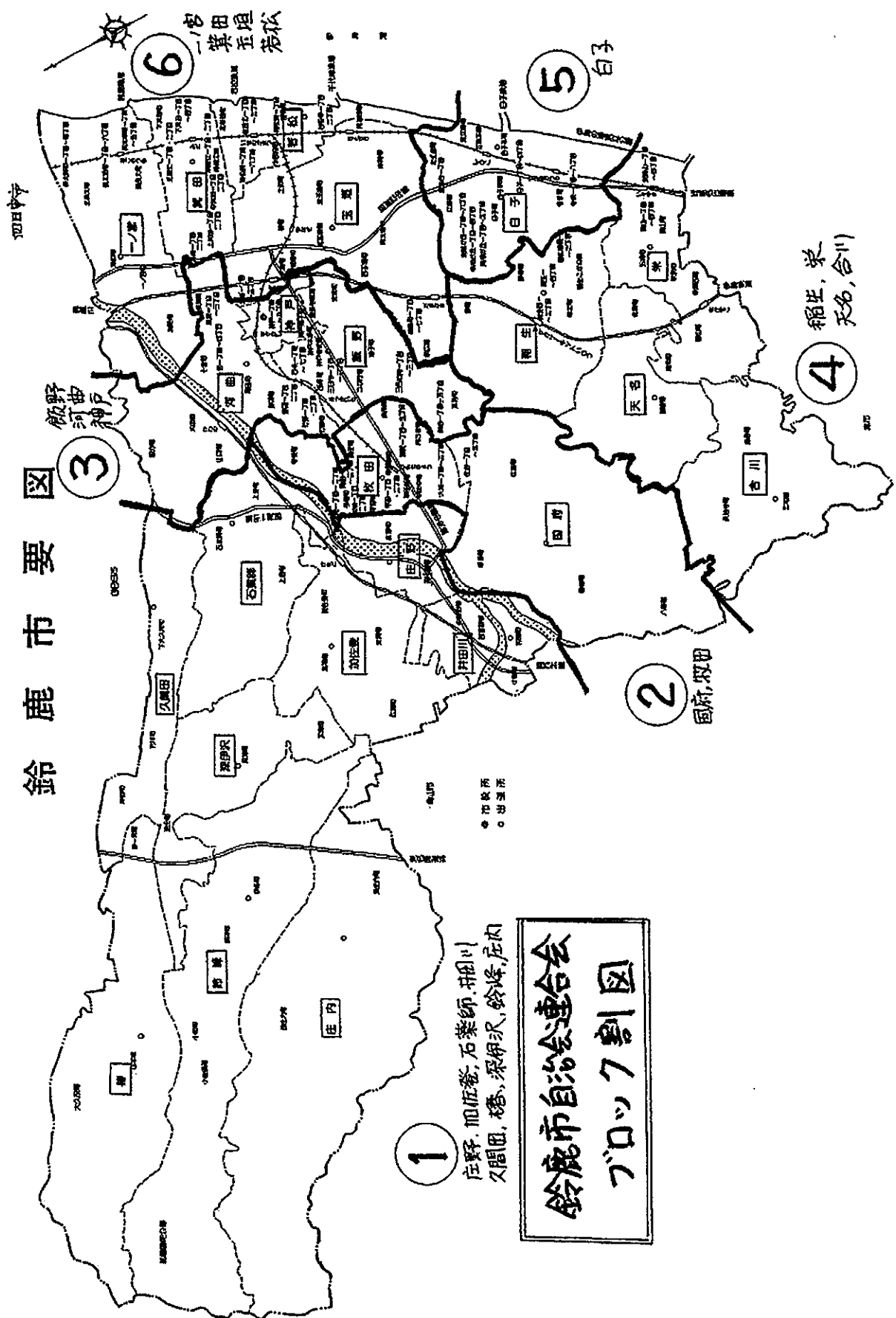
この内規は、令和6年7月22日から施行する。

附 則 （令和7年6月25日）

この内規は、令和7年6月25日から施行する。

附 則 （令和8年7月1日）

この内規は、令和8年7月1日から施行する。



鈴鹿市要図

鈴鹿市自治会連合会
ブロック割図

自治会運営 Q&A

Q1：自治会って何ですか？

A1：自治会とは古くから地域社会を形成してきた住民の自治組織です。同じ地域に住む方々が、相互の親睦を図りながら、防災・防犯活動、環境美化活動、ごみ収集場所の管理や防犯灯の設置・管理など、さまざまな活動を行うことで、自分たちの地域を住みよいまちにしていくための自主的な任意の団体です。

自治会に加入し活動をする中で、人と人との出会いが始まり、親睦や交流が深まります。地域みんなで手を取り合い、「住んでよかった」「ずっと住んでいたい」と思える、親しみのある地域づくりに参加しましょう！

Q2：自治会に加入するメリットは何ですか？

A2：自治会・町内会に入ること、次のようなメリットが考えられます。

- ・地域の中に顔見知りができ、声をかけ合える関係が生まれる。
- ・いざという時に声をかけ合い、助け合える関係が生まれる。
- ・会員が増え、活動が活発になることで、より暮らしやすいまちになる。
- ・自治会回覧等で地域の様々な情報を得ることができる。

このようなことが言えると思います。

Q3：自治会には必ず入らないといけませんか？

A3：地域の自治会は、あくまでも「任意団体」という位置づけです。そのため、該当する地域で暮らしていたとしても、必ず加入しなければならないというわけではありません。

しかし、自治会の存在が、みなさんの気づかないところで日々の安全・安心の生活や地域の住みやすさにつながっています。例えば、防犯灯やごみ収集場所の設置、道路施設等の修繕など、地域生活に密着した課題は、個人での解決が難しい場合があります。このような課題の解決のためにも、自治会の存在は重要です。

また、地震や洪水等いざという時は、地域での助け合いや支え合いが必要になります。地域に住む人同士が協力して住みよい環境づくりを進められるよう、ぜひ、お住いの地域の自治会に加入してください。

Q4：自治会に加入しない人に、どのような働きかけをしたらよいですか？

A4：自治会は、その地域にすんでいる皆さんすべてに加入していただくことが理想です。

しかし、実際には近所づきあいをしたくない、役員になるのが嫌だ、アパートに住んでいるので将来は引越すから自治会に入らない等、様々な理由で自治会への加入を拒まれることがあるかと思います。このような方々を訪ねて、自治会加入について何度も説明し、説得することは、大変なことです。無理に勧めるのではなく、日頃のあいさつ等のコミュニケーション、地域のイベントや子ども会等の活動への積極的参画を促すと共に、一斉清掃等の地域活動へも参加いただけるよう継続的な取り組みが大切です。

このような活動を通じて、『自治会に加入したい』という気持ちになってもらうことが重要であると思います。

Q5：会長を引き受ける人がいなくて困っています。

A5：会長の選出方法や任期は自治会ごとに異なります。会長職を引き受けやすいように、各自治会によって様々な工夫をしています。

- ・仕事を他の役員に分担するなど、会長の負担を軽減する。
- ・会長職を加入世帯に順番に回すなど、役職を順番に経験するように決める。
- ・会長の任期制や定年制を設ける。
- ・会長や副会長の交代時期をずらしたり、副会長を複数選出したりするなど、役員の総入れ替えを防ぎ、活動内容が引継がれるようにする。

例として、このようなことが考えられます。自治会の規模や活動内容、地域の状況に合わせて、地域で話し合ってみてはどうでしょうか。

Q6：自治会と宗教との関係について教えてください。

A6：自治会は、公共団体ではなく、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された任意の団体であることから、自治会内の総意であれば、地域の神社の維持管理等の宗教活動に協力することは可能です。

しかし、自治会員個人の思想信条の自由は保障されていますので、自治会が宗教活動への参加等を自治会員個人に強制させることはできません。